

名誉会員に関する細則

平成 24(2012)年 4 月 12 日 理事会制定

平成 26(2014)年 6 月 14 日 理事会改定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の名誉会員に関しては、定款による以外は、この細則による。

(名誉会員の推薦)

第 2 条 会長は、おおむね 65 歳以上で、以下の各号のいずれかに該当し、本会の進歩発展に多大に寄与した者を、理事会の決議を経て、名誉会員に推薦することができる。

- 1) 本会及びその前身の諸学会の会長をつとめた者
 - 2) 本会及び任意団体日本医学物理学会（JSMP）の大会長をつとめた者
 - 3) 本会及びその前身の諸学会の理事・監事を 6 年以上つとめた者
 - 4) 本会及びその前身の諸学会の委員会委員長を 8 年以上つとめた者
 - 5) その他本会の進歩発展に多大に寄与した者
- 2 本会の前身の諸学会の定義等については、附則 1、2 のとおりとする。

(名誉会員の特典)

第 3 条 名誉会員は年会費を納めることを要しない。

- 2 本会が主催する学術大会参加費及び刊行物を無料とする。
- 3 名誉会員は、格別の事由のない限り、その氏名を学会の記録に永世留める。

(補則)

第 4 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。

附則

- 1 この細則において、本会の前身の諸学会とは、日本医学放射線学会物理委員会、日本医学放射線学会物理部会、日本医学放射線物理学会、日本医学物理学会（JAMP）及び任意団体日本医学物理学会（JSMP）をいう。
- 2 本会の前身の理事、監事とは、日本医学放射線学会物理部会及び日本医学放射線物理学会においては、幹事、監査を指す。